

2021年8月1日

内閣官房 行政改革推進本部事務局  
内閣府 規制改革推進室 河野大臣直轄チーム  
参事官 山田 正人 様

北杜市太陽光発電を考える市民ネットワーク  
URL: <http://hokutonetwork.jimdo.com/>  
共同代表 帆足興次、中哲夫、弘田由美子

### 太陽光発電設備設置に対する法令に関する要望書

「北杜市太陽光発電を考える市民ネットワーク」とは、2014年頃より北杜市内で大量の森林を伐採し、災害危険区域、傾斜地、住宅の隣接地など至る所に急速に設置された太陽光発電設備に対して、自然環境・生活環境・景観を守り、災害リスクを増大させない秩序ある設置のための規制の必要性を行政に要望することを目的に集まった住民グループです。

北杜市は八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス国立公園、秩父多摩甲斐国立公園を有し、標高約500~1200mが居住地域となっている山岳地帯で、広い平地は限られ、ほとんどが傾斜地です。

設置された再生可能エネルギー発電設備としては、わずかな小水力、風力があるのみで、ほぼ太陽光発電設備に限られており、特に50kW未満の低圧設備が全件数97%を占めています。

2021年3月末 時点						
北杜市	10kW以上太陽光発電設備					
	合計	うち 50kW未 満	うち 50kW 以上 500kW 未満	うち 500kW 以上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上
導入件数	2,088	2,020	29	23	14	2
認定件数	2,913	2,821	45	27	17	3
<b>未稼働件数</b>	<b>825</b>	<b>801</b>	<b>16</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>
導入容量 kW	138,815	79,158	7,777	16,010	20,370	15,500
認定容量	203,206	116,202	13,070	19,108	24,625	30,200
<b>未稼働容量</b>	<b>64,390</b>	<b>37,044</b>	<b>5,293</b>	<b>3,098</b>	<b>4,255</b>	<b>14,700</b>

資料：資源エネルギー庁設備導入状況の公表

私たちが7年間にわたり約2000件の太陽光発電設備の設置状況、発電事業者の実体、およびそれに対する国・県・市の対応を具に見てきた経験を基に、この要望書を提出いたします。何卒ご一読いただき、今後の政策に反映いただきますよう、お願い申し上げます。

## I. 設置状況

### 1. 立地場所の問題

認定付与に対して、立地場所の状況が考慮されず、また太陽光発電設備の立地を規制する他法令がないために、下記のあらゆる場所に設置された。認定済み未稼働案件も、あらゆる場所に計画がある。

- ① 災害危険区域 — 砂防指定地、土砂災害警戒区域、傾斜地
- ② 自然環境・景観を守るべき区域 — 観光地、景勝地、森林
- ③ 生活環境に影響のある区域 — 別荘・定住者住宅の隣接地

### 2. 設置方法の問題（電気事業法違反の疑い）

全ての太陽光発電設備に電気事業法の保安義務、電気設備の技術基準への適合義務が課せられ、JISC8955の支持物の強度がなければならぬにも拘らず、違法と考えられる設置が大多数を占めている。特に50kW未満の事業では単管パイプを地面に突き刺しただけの簡易な工事が目立つ。法令認識不足の事業者が多いために、経済産業省電力安全課は標準仕様を定めたが、標準仕様で設置されたものはこれまでに確認できていない。

- ① 支持物の強度不足の疑いのあるものが圧倒的多数を占める。（特に50kW未満）
- ② 事業区域の周囲に設置すべき防護柵がないもの、不十分なものがある。
- ③ 管理が適正に行われず、パネルを雑草が覆っているものがある。（火災リスク）

### 3. 事業者不明設備の設置（FIT法違反）

FITでは事業者名や連絡先等を明示した標識の設置が義務付けられているが、法令施行以後経過措置を経て既に3年経過しているが、いまだに設置していない設備が多数存在する。住民にとって、事業者不明で事故および非常時の連絡先がわからないのは、大きな不安である。

### 4. 設置による住民の生活環境への影響

- ① 森林伐採
  - ・ 保水力低下による溢水、土砂の流出
  - ・ 周辺地域の気温上昇
  - ・ 環境と景観の悪化
- ② パワコンの騒音被害（特に高圧の場合）
- ③ 住宅に差し迫った設置による悪辣な眺望
- ④ 反射光被害
- ⑤ 事業地近隣地域の資産価値の下落

※ 設置状況の一部は、ホームページの実態写真で紹介しています。

[実態写真 - hokutonetwork.jimdo.com \(jimdofree.com\)](http://hokutonetwork.jimdo.com)

## II. 発電事業者の実体

### 1. 公益事業を担う責任ある発電事業者としての自覚の欠如

- ① 関係法令およびガイドラインの認識不足（FIT、電気事業法、FIT 認定基準となる事業計画ガイドライン、設計ガイドライン等々）
- ② FIT による売電期間のみの利益獲得のための投資対象で、永続的な生業ではない。
- ③ 道義的社会的責任を持たない事業者が多い。
- ④ バーチャルオフィスのみのペーパーカンパニーも多く、実体がわかりにくい。  
また、いつでも連絡が取れなくなる可能性がある。

### 2. 悪質な事業者の割合が非常に高い。(特に 50kW 未満低圧)

- ① 本来は大規模であるにもかかわらず、主任技術者不要等の優遇措置を狙い、50kW 未満の低圧に意図的に分割している。
- ② 2014 年 4 月の分割禁止以降も実質同一の事業者による分割案件が後を絶たない。
  - ・地番の連続性がない北杜市では、隣接であることが審査ではわかりにくいことを悪用。
  - ・別会社名義、親族、社員等の名義を使用し、審査を逃れる。
  - ・認定年度を意図的に分ける。(実際の設置は一括して行われる。)
- ③ 転売用に低圧分割して認定を取得し、発電事業知識のない者に転売する。
- ④ 分割案件とすることにより各々の事業区域を小規模に見せかけ、林地開発を逃れている。
- ⑤ 過去の高い認定価格を維持したまま、価格変更を伴う変更認定をせずに違法過積載（3% 3kW 以上）で設置を行い、不正な売電収入を得ている事業がある。
- ⑥ 認定基準とされる事業計画ガイドラインで求められる推奨事項（地域への配慮、住民への説明と合意形成）については全く実行されず、遵守事項でさえ実行されていないものが非常に多い。

## III. 問題の原因

### 1. 当初の FIT の法令としての欠陥

- ① 認定の基準がほぼ皆無
  - ・誰でもどこにでも認定を取得可能であった。
  - ・土地の確保、使用权原不要（地主が知らない間に他人の土地で認定取得できた。）
- ② 高過ぎる調達価格の設定
  - ・永続的な事業としてではなく、短期的な投資対象となった。
- ③ 認定容量・件数に上限を設けなかった。
  - ・資源エネルギー庁の管理能力をはるかに上回る認定を乱発する結果となった。
- ④ 運転開始期限・失効なしの認定
  - ・認定に期限が設けられなかったため、設備価格の低下を待つ未稼働案件が続出
  - ・金融商品として転売を後押し
- ⑤ 50kW 未満の意図的な分割に対しての規制なし
  - ・2014 年 4 月の分割禁止前に既に大多数が 50kW 未満の低圧に集中した。

## 2. 2017年FIT法改正以降の審査およびチェック機能不全の問題

### ① 過去の認定「みなし認定」から「移行認定」する際に審査の甘さ

- ・土地の使用権原があるかどうかの審査は行われなかった。  
現在でも自分の土地に勝手に他人が認定を取得している事例が報告されている。  
また、法改正後の新規認定でも、地主に無断で認定を取得している事例がある。
- ・本来接続契約済みであれば番地未確定の認定はないはずであるのに、多数存在する。  
それらの認定は、本来設置場所の移動はできないはずが、地番がないためにそのエリアのどこでも移動できる権利を持ったことになっている。
- ・2014年度分割禁止以降の明らかな分割案件もそのまま移行された。

### ② 保安義務の厳格化を伴わない調達価格低下で災害リスク増大

上記1.②に対して、年々調達価格を下げ対応したが、その一方で保安義務・安全対策の厳格な管理は行われなかった。その結果コストを下げるために、土地の安い災害危険区域に、杜撰な設置を行う事業が増加した。

### ③ 分割禁止・FIT法改正以降も続く低圧分割

FIT法改正以降の新規認定においても実質同一事業者による低圧分割案件が見過ごされて認定されている。さらに、分割案件にも拘らず、認定機関JPEAが認定取得の方法（名義を変える、申請時期をずらすなど）を指導していることが複数事業者の供述から疑われる。

### ④ 機能しない認定取り消し

法令違反（条例を含む）について認定取り消しへの道が開かれ、規律の強化が改正の大きな柱とされたが、実際には全く機能していない。

疑義のある案件に対しての自治体からの通報、および一般からの不適切案件の情報提供という手段が設けられたが、それに対して改善指導や認定取り消しにするなど、何らかの対応をした事例は北杜市内では皆無である。

実際の設置現場を知り、事業者と向き合う自治体（北杜市および山梨県）は、法令違反の疑義ある案件（特に分割禁止違反の実質同一事業者、違法過積載など）を知り得る状態にある。また近隣住民や連系工事を行う送配電事業者も、違法の可能性は簡単に認識できる。しかし、送配電事業者は、国が認定したものであるとして全く対応せず、その権限もないとしている。一方、自治体と住民は、資源エネルギー庁に対して情報提供を随時行っているが、回答はなく、改善された実績や認定取り消しになった事例はない。

北杜市だけでも多数の疑義ある設備があり、全国でも問題が顕在化する中で、2017年の法改正以降4年間、全国でたった1件しか認定取り消しになっていない事実を重く受け止めるべきである。我々も時間とコストをかけて何度も報告しており、また実際に資源エネルギー庁の方々が視察をして現場を見ても、全く対応が為されていないことは、理解できない。

事業者も国が取り締まらない事実を認識してか、法令遵守をする姿勢がない。

### ⑤「連系工事着工申込受領日」の管理の甘さ

運転開始期限が設定されていなかった 2016 年度以前の長期未稼働案件についての対応で、調達価格変更の鍵とされた「連系工事着工申込受領日」は、送配電事業者の管理となるために、厳格な運用が為されていない。本来事業者側の工事が終わり、機械的に連系工事日が設定可能な状態で申し込みすべき制度であったが、事業者側の工事計画がない状態でも、調達価格を維持するために事業者は連系工事着工申し込みを行っている。送配電事業者は連系工事が行えない状態でも、申し込みのやり直しは求めずそのまま延長し続けているために、未稼働案件への対応は意味を成していない。

これが、2022 年度からの失効制度においても引き継がれてしまうことは、本来法施行後 1 年で失効すべき事業をさらに 2 年引き延ばすことにつながる恐れがある。

## 3. 電気事業法の保安義務・電気設備の技術基準への適合義務の不履行の問題

現在、事前に工事計画提出義務があるのは 2 MW 以上に限られ、使用前自己確認届出を求められるのは 500kW 以上であり、それ以下については設置前の事前確認は全く行われていない。

特に大多数を占める 50kW 未満については電気主任技術者不要、保安規定不要で、電気設備の技術基準への適合は自己責任に任せられ、一切のチェック機能がない。その結果、50kW 未満と言いながら、メガソーラー並みの大規模分割案件でありながら、技術基準に適合していないと見られる設備が多数存在する。

(参照資料：平成 30 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業委託調査報告書)

[000100.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/000100.pdf)

## IV. 将来の懸念

現在の太陽光発電設備設置の状況は、法令の不備と法令があっても実効性が担保されないために、ほぼ無法状態にあると言っても過言ではない。CO<sub>2</sub> 削減、温暖化防止の謳い文句とは裏腹に、自然を破壊しつつ災害危険を増大させ、CO<sub>2</sub> の吸収源として重要な森林を破壊し、住民の生活環境をみるみる劣化させる迷惑施設でしかない。

しかも、現在の発電事業者の多くがまたとない金儲けの手段として FIT による利益に群がっている事業姿勢から見て、FIT が終了し、設備が老朽化すれば、二度と発電事業を行わないであろうということは断言できる。そうなれば、急速に増大した再エネシフトは、ごく一部の大手企業を除いて急激な減少に転じ、これまでの莫大な国民負担は無に帰すことになる。

また、現在の無責任な発電事業者が売電期間の最後まで維持管理を適切に行うとは思えず、売電期間終了後に適切に設備の撤去・廃棄が行われるとは考えにくい。来年度から廃棄費用の外部積み立てが制度に盛り込まれるが、実際に積み立てられるのは運転開始から 10 年目以降である。狡猾な事業者は、素人投資家にそれ以前に転売する可能性も否定できない。年間 80 万トンとも言われる過去に例のない使用済み太陽光パネルの適正リサイクルおよび処理施設もない中で、既に利益を獲得してしまった事業者が、パネルを放置して旨味のない発電事業から逃げ出すことは、容易に想像できることではないか。

## V. 今後 国にお願いしたいこと

### 1. 既存設備および認定済み事業計画に対して：

現行法令（FIT・電気事業法）の確実な履行、違法事業への改善指導、従わない場合には認定取り消しの速やかな実行。

- ① 自治体および一般からの情報提供に速やかに対応し、違法設備に対する改善指導および認定取り消しを確実に行うこと。
- ② 人手不足や体制の不備により国が対応できないとするならば、自治体に権限を委譲し、実効性を優先すること。
- ③ 今後設置される全ての設備については、構造強度の事前確認を国が行うこと。

### 2. 新規認定に対して：

これだけの悪質な事業が横行する中で、莫大な国民負担を伴う FIT による 20 年間の調達価格を保証する認定を続ける必要があるのか、早期の卒 FIT を検討するべき時だと考える。

太陽光は大規模施設についても、2020 年度以降の 50kW 未満と同様に、自家消費と地域活用電源のみに支援を行い、それ以外は FIT を終了することとするべきである。

### 3. 地上設置型の売電専用太陽光発電設備については、広い平地で多くの電力需要がある工業団地などに近接した場所に設置推進する地域を指定することが適切である。

### 4. 現在の FIT による太陽光発電への支援は、太陽電池のさらなる効率化、太陽光発電を人為的に止められる仕組みの開発、蓄電池のコスト削減等の開発費の支援にこそ充てられるべきである。

終わりに

2050 年のカーボンニュートラルが示され、再エネ割合 50% の目標が掲げられています。

再生可能エネルギーのさらなる推進をするならば、現在の太陽光発電設備設置における無法状態を継続していくことは許されるものではありません。まず、現行の問題に正面から向き合い、違法状態を解消し、適正な設置のための必要な法令整備を行うことが必要です。

以上